

「健全な経営を すべての礎に。」

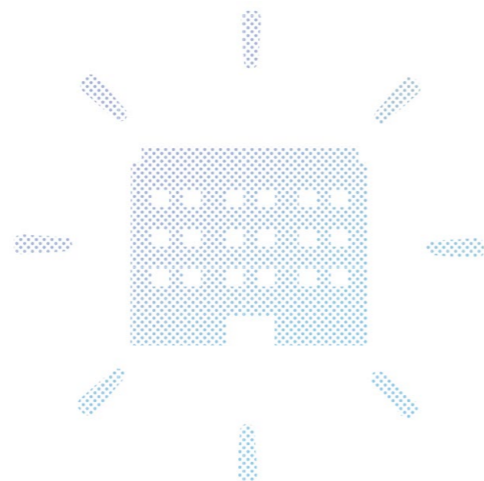


コーポレート・ガバナンス

企業価値の向上や持続的成長により、お客様や株主・投資家をはじめとしたステークホルダーの皆様からのご期待に応えるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は経営上の重要な課題と認識しています。

そのための取り組みとして、執行役員制度を導入し取締役員数をスリム化することで取締役会を活性化・高度化させているほか、取締役会から業務執行ラインへの権限委譲を進め意思決定や施策実行のスピードアップを図っています。取締役（執行役員含む）の任期については、1年とすることで事業年度ごとの責任を明確化しています。また業績連動報酬体系を取り入れた役員報酬制度を導入することで業績向上や企業価値向上に向けたインセンティブを強化しています。さらには社外取締役をメンバーとする指名委員会・報酬委員会を設置し公正性や透明性の確保に努めています。

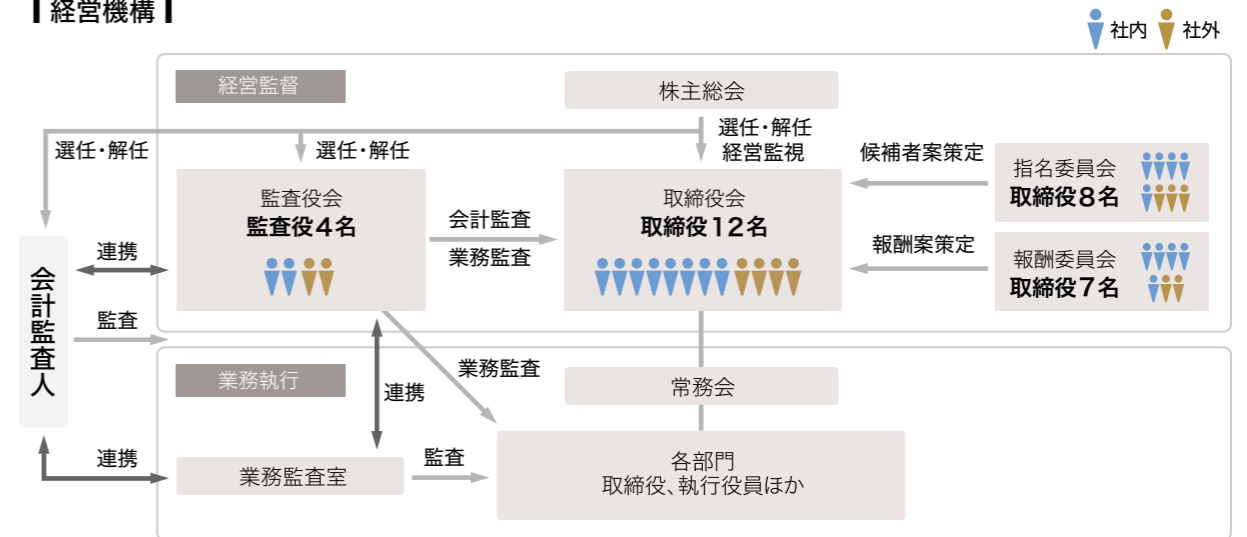
百貨店を中核にグループで事業を展開する当社においては、お客様の視点に立った経営を進めていくことが極めて重要です。店頭でのお客様の声をはじめとする日々の情報をスピーディーに把握し経営に反映・実行していくためにも、経営から現場までの全マネジメントの段階で、コーポレート・ガバナンスを一元的に機能させていきます。



経営統制

当社における企業統治の体制は、取締役会および監査役制度を基本としています。

経営機構



取締役会

当社の取締役は、3名以上15名以内とする旨を定款に定めています。

取締役会は、当社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認しています。

取締役会の機能強化に向けて、グループ全体において最適な視点から活発な議論と適切な意思決定が行われるよう、取締役の員数をスリム化（12名）し、執行役員制度を導入しています。また、広い視点に立った有益な助言を得ることを企図して取締役のうち4名を社外取締役とし、取締役の任期を1年とすることで、事業年度ごとの責任を明確化しています。

加えて、業績・企業価値向上に向けたインセンティブ強化のため「業績連動報酬体系」を導入しています。監査役については、4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、それぞれ独立した視点から取締役の業務執行を日常的に監視しています。また、会計監査については、有限責任あずさ監査法人と連携し、適正に監査を実施しています。

監査役会

当社の監査役は4名であり、常勤監査役2名、非常勤

監査役2名から構成されています。

その選定基準は下記の通りです。

- ①監査役任期（4年間）を全うすることができる
- ②業務執行者からの独立性が確保できている
- ③監査役として適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する、特に財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上確保できている

監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めています。

指名委員会・報酬委員会

経営の公正性・透明性の確保に向けては、取締役会の諮問機関として「指名委員会」「報酬委員会」を設置しています。

【指名委員会】

目的・権限：役員指名における一層の透明性、公正性を確保し、適正な経営体制を構築する

人数：8名（うち、社外取締役3名）

委員長（議長）：社内取締役

【報酬委員会】

目的・権限：取締役および執行役員の報酬の公正性、妥当性、透明性を向上させる

人数：7名（うち、社外取締役2名）

委員長（議長）：社外取締役

内部統制システム

経営戦略や事業目的等を組織内に浸透させ、「業務の有効性および効率性」「コンプライアンス」「財務報告の信頼性確保」「資産保全を図るために、リスク管理体制を含む内部統制システム」(以下、総称して「内部統制システム」)の整備は不可欠です。

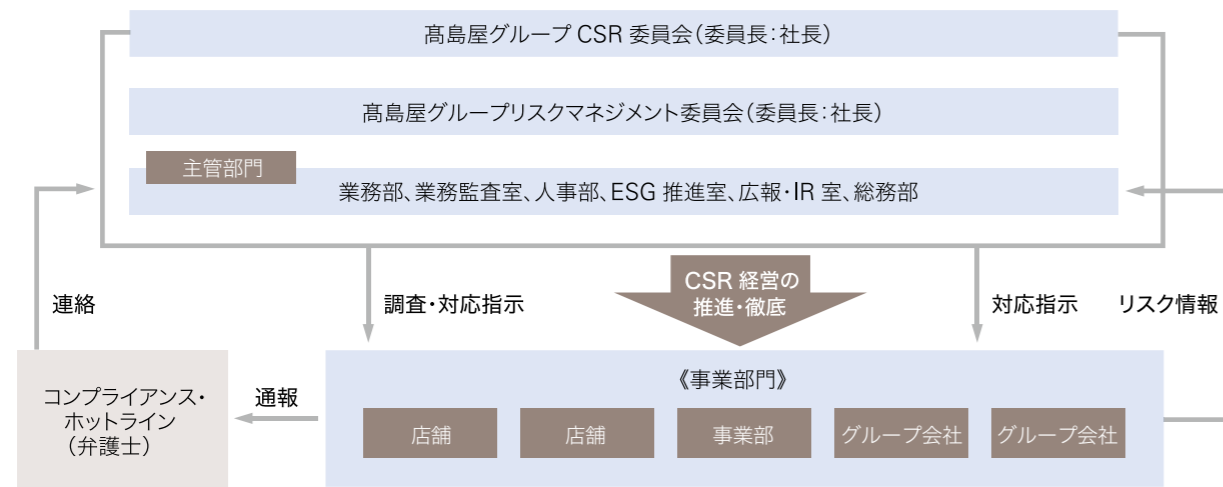
また、当社がお客様や株主などステークホルダーの皆様との信頼関係を深め、社会的責任を重視した経営を持続的に推進するうえで、その支えとなるのが内部統制システムであると考えています。

こうした認識のもと、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制の体制整備を行っています。内部統制システムに関わる主な会議としては、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」および「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を設置しています。

高島屋グループCSR委員会
コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するESG領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証しています。

高島屋グループリスクマネジメント委員会
主管部門が各部門と連携し、案件ごとにラインを通じて内部統制の強化を図っています。コンプライアンスリスク・自然災害リスク等の予防、極小化に向けグループ横断的に統制を図っています。また、新たなビジネスへのチャレンジ等、事業戦略上発生するリスクに対しては、リターンとのバランスを考慮しながら的確にコントロールし、グループ全体のリスクマネジメント体制の確立に取り組んでいます。

内部統制システム体制図



コンプライアンス体制

当社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制です。当社の経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすこころを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。

そのため経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践しています。取締役会につきましては、当社およびグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めています。また内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題を定期的に確認しています。

監査役におきましては、内部統制システムの機能と有

効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めています。

社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」では、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化を図っています。「高島屋グループリスクマネジメント委員会」では、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図っています。

またESG推進室および人事部においても、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修などさまざまな場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図っています。

不正行為等の通報を受け付ける窓口としては、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営しています。匿名でも受け付け、秘匿性を保障、通報者に不利益が及ばないことを確保し、当事者の通報に対しては処分等の減軽免除を考慮しています。加えて「法務相談窓口」を設置することで、より多くの内部通報を受け付け、自浄作用を高めています。

内部監査機関である業務監査室では、定期的に各事業所およびグループ各社において会計監査および業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めています。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告しています。

リスクマネジメント体制

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制です。社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」では、当社の横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化しています。新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしています。

「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社の業務執行に伴うさまざまなリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行っています。あわせて発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク

管理の徹底を図っています。

また反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害の防止に努めています。

反社会的勢力排除・腐敗防止

当社は、経営理念「いつも、人から。」の実現に向け、経営者・従業員が一体となって実践する指針のひとつに「社会から信頼される行動」を掲げています。この指針に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、決して屈することなく毅然と対処し、排除します。

そのために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置しています。具体的には、万一、反社会的勢力から各店、各事業部およびグループ会社が不当な要求を受けた場合、同室が迅速かつ一元的にその情報を収集・分析し、必要に応じて警察等の関係官庁や弁護士等の外部専門機関と連携しながら指導・助言を行うことにより、グループ一体となって解決を図る体制を整備しています。

また、贈収賄・腐敗防止に向けては、「コンプライアンス・ガイドブック」に「公正な取引の推進」「会社情報の適正な取り扱い」「インサイダー取引の禁止」「政治献金・公務員に対する接待・贈答の禁止」等に関する行動指針を定め、コンプライアンス遵守の徹底ならびに贈収賄・腐敗防止の徹底に努めています。

グループ会社管理体制

グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制および各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しています。

当社では年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、各社における重点課題および対策の進捗状況を定期的に確認しています。

また取締役は、各社の重要な業務執行のうち、当社またはグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。さらにグループ会社の業務指導を所管する企画本部では、グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導しています。

想定されるリスクと対応策

リスクが高島屋グループに与える影響度 ◎=特大 ○=大

リスク区分と影響度	想定されるリスク	対応策
新型コロナウイルス感染症拡大の影響継続 ◎	・店舗の休業・営業時間の短縮によるビジネス機会の逸失 ・消費マインドの低下および来店頻度の減少	→ ・百貨店の再生 ・商業開発業、金融業などの成長領域事業を拡大 ・実店舗に頼らない無店舗販売チャネルの強化拡大 ・実店舗における非接触型販売の仕組みの導入
自然災害(地震・台風・洪水等) ○	・店舗など営業用資産の損壊によるビジネス機会の逸失 ・交通機関や通信網の破綻によるビジネス機会の逸失	→ ・東西の両拠点に危機管理対策本部を設置 ・被災店舗への救援体制の整備 ・重要データ消失を防ぐクラウド化の推進 ・各種インフラや備品の整備などBCP対策の徹底 ・帰宅困難者の受け入れスペースを確保 ・生活関連物資拠出を想定した仕入先との事前取り決め
社会構造の変化 ○	・少子高齢化、地方都市空洞化に伴うマーケットの縮小 ・労働人口の減少に伴う必要人材の確保難	→ ・お客様の興味・関心に即した売場の再編、独自商品の販売強化 ・多様化するニーズに対応した販売の仕組みづくり ・金融や介護などライフタイムバリュー全般の向上に寄与する商品提供 ・EC強化や通販カタログ配布などを通じたマーケットの拡大 ・街のアンカーとしての拠点開発 ・異業種や外部企業とのアライアンスによる非商業分野のコンテンツ開拓 ・新卒にこだわらない採用活動 ・専門人材の登用、外国人労働者の積極的な受け入れ
ESG経営への取り組みの遅れ ◎	・ステークホルダーからの信用喪失 ・グループ収益の根幹となるブランド価値の毀損 ・法令違反や情報漏洩等によるレピュテーションの低下	→ ・新設した「グループ環境・社会貢献部会」を通じた進捗管理の徹底 ・省エネ対策や再生エネルギーの転換などによる脱炭素化推進 ・環境配慮型商品の開発などによる循環型ビジネスへの取り組み ・商品包材等の素材転換による廃棄プラスチックの削減 ・再資源化や肥料化、二次加工などによる食品ロスの削減 ・人権尊重に基づく雇用関係の確立 ・多様な価値観を受け入れる基本指針の策定 ・アンケートや個別ヒアリングによる取締役会の実効性評価 ・PDCAサイクルの徹底による取締役会の実効性向上 ・内部統制システム体制によるコンプライアンスおよびリスクマネジメントの整備 ・「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」による自浄作用を高める仕組みを整備

リスクが高島屋グループに与える影響度 ◎=特大 ○=大

リスク区分と影響度	想定されるリスク	対応策
デジタルトランスフォーメーションへの対応の遅れ ○	・新たなニーズの掘り起こしと新たな顧客層開拓への支障 ・グループコスト構造改革への支障 ・情報漏洩事故 ・ITシステム維持コストの増大	→ ・グループ従業員および各組織のITリテラシーの向上 ・デジタル技術を活用した販売および業務手続きの簡素化 ・業務の効率化と要員の最適化 ・セキュリティポリシーの随時見直しによる厳格なシステム運用 ・IT関連の長期投資計画、システム維持コストの抑制
EC事業拡大戦略の遅れ ○	・実店舗依存型ビジネスモデルからの脱却の遅れ ・物流費などをはじめとする高コスト構造改善の遅れ	→ ・社長直轄の推進プロジェクト構築による強固な収益基盤の早期達成 ・百貨店ならではの商品訴求とサービスの提供 ・実店舗とオンラインの相乗効果を図るOMO(Online Merges with Offline)による他社との差別化 ・業務量、出荷量の増加に対応した物流スキームと要員体制の構築
金融業への参入 ○	・新たな顧客層開拓への阻害 ・グループ事業の拡大への阻害	→ ・高い専門性を有するアライアンス先とのさらなる協業 ・百貨店ならではの接客サービスを活用した金融商品の販売 ・新しい金融サービスの開発・提供による次世代顧客づくりの推進
海外事業の拡大 ○	・突発的な政治・経済情勢の変化や為替変動にともなう資産価値の変動と投資回収の遅れ ・現地採用従業員の文化・宗教等の違いからくるガバナンス破綻	→ ・迅速な経営判断を可能とする現地法人へのイニシアチブ付与 ・リモート会議等による情報共有 ・自主点検シートを活用した経営状況のチェック ・三線ディフェンスの強化によるグローバルガバナンスの徹底 ・現地従業員との人権尊重に基づく雇用関係の確立 ・現地従業員の幹部登用も視野に入れた能力開発
サプライチェーンの破綻 ○	・取引先の倒産や事業終了による百貨店の商品調達への支障、品揃えの魅力低下 ・テナントの賃料支払い能力低下による賃貸収入の減少 ・売場レイアウト破綻による売場空間の魅力低下	→ ・主要なお取引先との目標共有と協働 ・新たな取引先開拓による品揃えの鮮度維持向上 ・お取引先との直接取引拡大による商品調達力の向上 ・専門店テナントとの共同販促活動を強化推進 ・テナント経営状況に合わせた支援体制による共存共栄

プライバシーポリシー

個人情報保護基本方針

株式会社高島屋（以下「高島屋」）は、業態特性として、お客様から取得した個人情報（以下「個人情報」）の保護に関して高度な倫理観と企業行動が求められることを自覚し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守することはもちろん、法規制よりもさらに踏み込んだ厳格な自主基準を策定

し、これを遵守いたします。また、お客様の個人情報は、高島屋が最高のサービスを提供するためになくてはならないものであり、その情報を大切に保護することは、高島屋にとって最も重要な責務と認識し、特に以下に掲げた方針に従って、安全に管理し、かつ目的に沿って正しく利用いたします。

1. お客様の個人情報を取り扱うにあたっては、あらかじめ、その利用目的を特定いたします。
2. お客様の個人情報は、お客様へのサービスの提供に必要なものだけに限り、必要以上に情報を取得することはいたしません。
3. お客様から個人情報を取得する際は、その利用目的を明らかにし、原則お客様の同意を得ます。
4. お客様の個人情報を利用する際は、お客様に同意をいただいた利用目的の範囲内で行います。
5. お客様の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどのリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講じます。
6. お客様の個人情報保護を徹底するため、個人情報保護管理者を定め、個人情報の適切な管理に努めます。また、従業員の教育・啓発に努め、個人情報保護意識の高揚を図ると共に、個人情報の安全管理が図られるよう、従業員を必要かつ適切に監督いたします。
7. お客様の個人情報の取り扱いを委託する際は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を必要かつ適切に監督いたします。
8. お客様の個人情報については、お客様の同意をいただいた場合、または法令の規定や公衆の生命・財産等の重大な利益を保護するために必要な場合を除き、第三者に提供することはいたしません。
9. お客様の個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、お客様ご自身の個人情報の開示、訂正、利用停止等に合理的な範囲で対応するため、お問合せ、ご相談に対応するための「お客様窓口」を設けます。
10. 当ポリシーの内容を継続的に見直し、その改善に努めます。

ディスクロージャーポリシー

基本方針

当社は、経営理念「いつも、人から。」に基づき、「人を信じ、人を愛し、人につくす」ことを大切に、社会に貢献し続ける企業グループを目指しております。この経営理念のもと、株主・投資家、お客様、従業員、お取引先、地域社会など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々への利益に資するため、公正で透明性の高い情報開示を行ってまいります。

情報開示基準

当社は、法令ならびに当社が上場する取引所が定める規則に従い、公正で透明性が高く正確な情報の開示に努めてまいります。加えて、ステークホルダーをはじめとする皆様に、当社を正確にご理解いただけるような重要な情報についても積極的に開示してまいります。

公正な情報開示

当社は、上記の情報開示に当たり、特定の個人または団体に対する選択的な開示とならないよう、公正な情報開示に努めてまいります。

情報開示方法

当社は、法令ならびに当社が上場する取引所が定める規則において要求される情報開示については、それぞれが定める方法に則り開示いたします。また、それら以外の情報についても当社の実態を正しくご理解いただくうえで有用であると思われる情報については、当社ウェブサイトや記者会見およびニュースリリースの配信など適切と考えられる方法での開示に努めてまいります。

将来予想について

当社が開示する将来予想は、当社が入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいておりますが、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

社内体制

当社は、情報開示を適切に実行すべく、社内体制の整備に努めてまいります。

沈黙期間

当社は、決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を実現するため、決算発表前の一定期間を沈黙期間とし、業績および関連する情報の発信を控えさせていただきます。

本原則について

本原則については、当社の経営層をはじめ各業務の担当者にいたるまで遵守を徹底いたします。また、本原則の改訂については、取締役会への報告を要するものとします。